

## 働き方改革関連法について I

2019年4月より施行される働き方改革関連法についてシリーズで簡単に紹介します。ご参考にいただければと思います。

## 【時間外労働の上限規制】

## (1) 限度時間の法定化

現在、1日を超え3か月以内の期間、1年の時間外限度基準の告示で以下のように定めておりましたが、改正により、法律の本則に定められることとなりました。

期間	限度時間	限度時間 (1年単位変形労働時間)
1週間	15時間	14時間
2週間	27時間	25時間
4週間	43時間	40時間
1か月	45時間	42時間
2か月	81時間	75時間
3か月	120時間	110時間
1年	360時間	320時間

それに伴い、「1か月」を単位とする上限が必須となり、「1日を超え3か月以内の期間」については選択できなくなります。(上記表色塗り部分)

## (2) 特別条項の限度時間の規制

特別条項を付加することで、1か月45時間、1年360時間の限度時間を超える定めが上限なく可能でしたが、以下のように特別条項を付加した場合についても限度時間が定められます。

- 1か月に延長できる時間外労働(休日労働を含む)・・・100時間未満
- 1年に延長できる時間外労働(休日労働を含まない)・・・720時間以下
- 1年間に延長できる月数(従前と同じ)・・・・・・・・・・6か月以内

## (3) 適用除外の変更

(1)の限度基準告示で適用除外の事業・業種を定めていましたが、以下のように変更となりました。

- 新たな技術、商品または役務の研究開発に係る業務(経過措置なし)
- 工作物の建設の事業(経過措置5年)
- 自動車の運転の業務(経過措置5年)
- 医業に従事する医師(経過措置5年)
- 鹿児島県・沖縄県における砂糖を製造する事業(経過措置5年)

※経過措置5年を過ぎた場合、他業種と同様に限度時間の規制となります。

労働保険・社会保険・人事労務・年金等について疑問や悩み、相談がありましたら

長谷部 崇 まで お問い合わせください。

☎ 018-893-5385 ☎ 018-893-5386

✉ [arcept-th@clear.ocn.ne.jp](mailto:arcept-th@clear.ocn.ne.jp)

ホームページ <http://hasebe-sr.com/>

